

《資料》

## 騎士領リンバッハ（西ザクセン）における領主制地代の償却(1)

松 尾 展 成

### 第1節 ザイデルによる領主制地代償却協定の翻刻

- (1) 領主制地代償却前史
- (2) 第1の地代償却協定
- (3) 第2の地代償却協定
- (4) 第3の地代償却協定

### 第1節 ザイデルによる領主制地代償却協定の翻刻

#### (1) 領主制地代償却前史

パウル・ザイデルはその大著<sup>(1)</sup>において、西部ザクセンの騎士領リンバッハ<sup>(2)</sup>とリンバッハ村の歴史を追跡した。この騎士領における領主制地代の償却についても、彼は言及し、償却の前史から叙述を始めている。

(I) 1833年に、賦役償却に関連する訴訟が、始まった。ケーテンスドルフの園地に家屋を所有する Karl Gottfried Steudel は、毎年2日の大鎌刈り取りと3日の掻き寄せを居酒屋の土地で果たすべきであったが、1830年に掻き寄せ1日を滞らせ、次の2年にはこれらをまったく果たさなかった。今後はいかなる御館賦役もしない、と彼が居酒屋賃借人 Rudolph に述べたので、裁判領主<sup>(3)</sup>は Steudel を告訴した。ライプツィヒのザクセン王国陪審人裁判所は1834年11月に判決した。同裁判所の判決によれば、Steudel の告訴に必要な証明手段がまったく提示されていないので、被告は訴訟を免除され、原告は訴訟費用も被告に支払うべきである、と。領主はドレースデン上訴院に控訴し、後者は1835年に判決した。上訴院の判決によれば、原告が被告に費用を支払う必要はなく、裁判費用は相殺されるべきである<sup>(4)</sup>。

リンバッハ裁判区のすべての領民が Steudel の行動に続いた。34年6月に彼らは、調停方式による手賦役と馬賦役の償却、あるいは、委員会〔設置〕の確約を領主に請願した。これに関する議事録の最初に、「ケムニッツ管区・騎士領リンバッハの馬賦役・手賦役義務者の一覧表」が置かれている。義務の種類に従って義務者の氏名を列挙してみる。なお、( )内の Hufe は Hufenguth を、家屋は Haus を、Pfg は Pferdefrohnguth を示す。〈Pfn〉は、ザイデルによって馬賦役農に分類されているけれども、保有地規模が明示されない農民を指す。〈Haf〉は、同じように、保有地規模不明の手賦役農を表す。

氏名の前の [ ] に一連番号を付け加えた.

(A) 馬賦役農

( i ) リンバツハ

[1] Carl Friedrich Scherf (Pfg)

[2] Gottfried Otto (3/4Hufe)

[3] Carl Ullmann <Pfn>

[4] Samuel Gränz (3/4Hufe)

( ii ) オーバーフローナ

[9] Gottlieb Gränz (1Hufe)

[10] Samuel Friedrich Rothe (3/4Hufe)

[11] Johann Gottlieb Grobe (1Hufe)

[12] Samuel Welker (3/4Hufe)

[13] Friedrich August Wünsch (1/2Hufe)

[14] Johann August Rothe (1Hufe)

[15] Johann Gottfried Fischer (1Hufe)

[16] Gottfried Helbig (1/2Hufe)

( iii ) ミッテルフローナ

[24] Samuel Landgraf (1Hufe)

[25] Friedrich August Richter (1/2Hufe)

[26] Gottlieb Aurich (3/4Hufe)

( iv ) ケーテンスドルフ

[29] Johann Adam Winkler (3/4Hufe)

[30] Johann George Bolling (1/2Hufe)

[31] Johann Gottlieb Nitzsche <Pfn>

[32] Johann Benjamin Bonitz <Pfn>

[33] Johann Gottfried Müller (1/2Hufe)

[34] Andreas Hering (3/4Hufe)

(B) 手賦役農

( i ) リンバツハ

[40] Immanuel Scherf (1/4Hufe)

[41] Andreas Pfüller (1/4Hufe)

[42] Friedrich August Lehmann (1/4Hufe)

( ii ) オーバーフローナ

[45] Joh. Michael Quellmalz (1/4Hufe)

[46] Johann Michael Eichler (1/4Hufe)

[5] Joh. Michael Sonntag (3/4Hufe)

[6] Johann Michael Hartig <Pfn>

[7] Christoph Martin (1/2Hufe)

[8] Gottlieb Hofmann (1/2Hufe)

[17] Gottfried Kaufmann (1Hufe)

[18] Johann Gottlieb Landgraf (3/4Hufe)

[19] Gottlob August Kühn (1Hufe)

[20] Gottfried Hofmann (3/4Hufe)

[21] Samuel Pester (1Hufe)

[22] Christian Gottlob Müller (1Hufe)

[23] August Pester (1Hufe)

[27] Friedrich Heilmann (3/4Hufe)

[28] Friedrich Heinzig (3/4Hufe)

[35] Johann Benjamin Kühn (1/2Hufe)

[36] Anne Rosine Hofmann (1/2Hufe)

[37] Johann Samuel Lindner (1/2Hufe)

[38] Gabriel Steud (1/2Hufe)

[39] Johann Gottlob Müller <Pfn>

[43] Johann Gottlieb Löwe (1/4Hufe)

[44] Samuel Friedrich Voigt (家屋)

[47] Johann Gottfried Winkler <Haf>

[48] Johann Samuel Eichler (1/8Hufe)

(iii) ミッテルフローナ

[49] Gottfried Schönfeld (1/2Hufe)

[51] Johann Gottlieb Köthe (1/4Hufe)

[50] Joh. Gottlieb Landgraf (1/4Hufe)

[52] Michael Zeisler (1/2Hufe)

(iv) ケーテンスドルフ

[53] Johann Gottfried Otto (1/4Hufe)

[55] Johanne Christiane Linke (1/4Hufe)

[54] Christian Gottlob Kunze (1/4Hufe)

請願は受け入れられた。すでに1834年8月にザクセン王国償却・共同地分割全国委員会は、両当事者が特別委員2人（法律関係委員・経済関係委員各1人）を共同で選出し、提案するように、リンバッハの裁判領主に要求した。

領主は領主裁判所長 Schedlich（ヴォルケンブルク）と農場管理人 Daniel Friedrich Fischer<sup>(5)</sup>（リンバッハ）に問題の解決を委ねた。

定められた期限内に、契約草案が作成された。義務者は182ターラーの地代を示し、領主は400ターラーの地代を要求した。

賦役償却のための本来の審議が始まった。1835年1月13日の会議で、召喚された賦役義務者はまず、その売買〔契約書〕によって土地所有者の身分を証明した。その後の経過は次のとおりであった。

オーバーフローナとリンバッハ〔の義務者〕はライプツィヒの弁護士 Gottlob Heinrich Graichen<sup>(6)</sup>を、ミッテルフローナとケーテンスドルフ〔の義務者〕はミットヴァイダの弁護士 Hermann Woldemar Bernhard を、法的補佐人として推挙した。

義務者の中から全権委任者が選出された。リンバッハでは連畜賦役農に関して馬保有農 Johann Michael Sonntag が、手賦役農に関して Immanuel Scherf が、オーバーフローナでは手賦役農に関して Johann Michael Quellmalz と Johann Michael Eichler が、馬保有農に関して Gottfried Helbig と Samuel Pester が、ミッテルフローナでは馬保有農に関して Samuel Landgraf が、手賦役農に関して Gottfried Schönfeld が、ケーテンスドルフでは連畜賦役農に関して Adam Winkler と Andreas Hering が、手賦役農に関して Gottlob Kunze が選出された。

選出された人々は、当面の償却事業において彼らのために召喚〔状〕を受け取り、特別委員会と、国内の他の全上級・下級官庁の召喚〔状〕を彼らの名前で待ち受け、宣誓を申し出、受け付け、拒絶し、そのようなもの〔宣誓〕をなされたと思なし、文書を承認し、原本の代わりに写しを承認し、主要事項と副次的事項において契約を結び、判断と情報を聞き、許されたあらゆる法的手段で抗議し、国家最高官庁に対してさえも直接に請願し、特別の委託が適する場合には、必要が要求するすべてのことを、彼らのために果たし、とくに、議事録に署名する全権と権能を受け取った。出席したすべての提議者は、彼らの共同義務者に与えた全権を、法律顧問（Graichen と Bernhard）にも広げる、と述べた。そこで2人の法律顧問は、馬保有農と手賦役農の代表と共同でも、〔農民〕代表抜きで単独でも、すべてを法律上有効に交渉できることになった。

召喚〔状〕は郵便によって、そして、リンバッハの配達夫（Görner と Hummitzsch）を通じて、手交されるべきであった。

議事録に署名したのは、特別委員 Julius Volkmann 博士，同 Gustav Moritz Petzsch，[領主] Georg von Wallwitz 伯爵，Heinrich Daniel Fischer<sup>(5)</sup>，弁護士 Gottlob Heinrich Graichen，Hermann Woldemar Bernhard および賦役義務者たちであった。

[同日] 午後に [特別] 委員，裁判領主，[農場] 管理人 Fischer<sup>(5)</sup>，提議者の中から全権委任者，並びに，法律顧問の Graichen と Bernhard がリンバッハの宿屋に集まった。

1人の馬保有農の連畜賦役と手賦役は，建築賦役を除いて，領主にとって約14ターラー11グロッシェン4プフェニヒの価値があり，手賦役農の賦役は，建築賦役を除いて，約5ターラー1グロッシェン7プフェニヒの価値がある，と被提議者の領主は述べた。

しかし，弁護士 Bernhard はこの要求を高すぎると考えた。一つの手がかりとして被提議者は，賦役義務者によって栽培される [穀物の] シェツフェル数を示した。すなわち，領民が耕作する耕地のライ麦播種量は，141シェツフェルになる，と。しかし，提議者たちは，それは高々120シェツフェルである，と主張した。償却事業をさい先よくするために，領主は，契約が成立する，という条件の下でなら，131シェツフェルの播種量を承諾する，と述べた。ケーテンスドルフが一時金400ターラーの，ミッテルフローナが同375ターラーの和解額を提示するならば，そして，131シェツフェル [の播種量] という譲歩が，その他のすべての争点の調停の際に拘束力をもつ，と認められるならば，弁護士 Bernhard も [それに] 賛成した。

耕地と採草地の地質，すべての耕地耕作に対する反対給付（パン，巻パン，チーズ，焼いた果物，乳清，薄ビール）の価値が議論された後，契約の期日が議決された。

次の審議（1月29日と30日）で主として取り上げられたのは，運搬される木材と敷藁の量，さまざま手賦役の価値であった。最後に，すべての賦役に対する見積額として，一時金3,908ターラー8グロッシェンあるいは [年] 地代156ターラー8グロッシェンが提案された。

「しかしながら，この提案は採用されなかった<sup>(7)</sup>」。

(II) [騎士領] リンバッハの小屋住農の賦役償却事項に関しては，彼らと騎士領所有者の間で訴訟が発生し，苦情書が [償却・共同地分割] 全国委員会に提出された。

法律関係 [特別] 委員 Jul. Volkmann 博士の報告によれば，賦役義務者各人が，定められた手賦役を，他の者を考慮することなく，自身に関して償却せねばならない，と騎士領 [所有者] は主張し，それに対して，土地保有者 (Begüterte) の償却済み手賦役を加算して，騎士領の耕地全部の耕作に必要であるだけの手賦役に対してのみ，騎士領は補償を要求できる，と領民は主張した。

騎士領所有者は彼の主張の根拠を述べた。家屋が建てられたのが，村有地か農民の土地か騎士領の土地か，に関係なく，彼の裁判区にある，9の [新しい?] 居住地で9の [新しい?] 任意の賦役・奉公を課する権限が，1832年まで彼に帰属していた，と。

領主は賦役，その他の給付の承認と償却を要求した。それらは家屋売買 [契約書] に記入されているからである。

小屋住農たちが彼のこの権限を否定すると，領主は少なくとも過去に関しては，これを要求した。

そのための法的根拠が成立していたとすれば，それは失効しえない。したがって，この権限は騎士領に決して帰属したことがないであろう。

騎士領〔所有者〕は1663年の世襲台帳を引き合いに出した。しかし、賦役・奉公は被告の家屋に課されていなかったこと、したがって、それは要求されえないことが、それ〔世襲台帳〕から明らかになった。1663年の世襲台帳は当時の裁判領主と領民にとって規範であった。

世襲台帳によれば、あの時代の主農場（Haupt- und Stammgut）の保有者は、騎士領のすべての耕地を不確定賦役によって耕作せねばならなかった。これらの農場から分離された園地農の家屋は、リンバッハとオーバーフローナに5のみ当時あったが、主農場保有者による不確定賦役の遂行を援助する義務を負っていた。例えば、パン穀物刈り取りの際に飲み物を畑に運び、収穫期に穀物積み場を管理する、などである。

オーバーフローナ、ミッテルフローナとケーテンスドルフを含む、騎士領リンバッハでのすべての賦役と確定奉公は王国特別委員会の助力の下に、主農場保有者と領主の間で完全に償却された。

騎士領領主が、〔1〕賦役を課された農民地を買い入れ、〔2〕それを賦役から解放し、〔3〕不確定賦役労働と、その農民地に課される、すべての村負担とを、残りの共同体構成員に負わせ、〔4〕購入した、賦役義務ある土地を細分し、〔5〕この分離地に新たな賦役を課したとしても、領主は賦役・奉公取得のための法的権限を獲得しなかった。それは1715年1月31日の訓令に反していたからである。

騎士領リンバッハが、新しい居住地に賦役・奉公を課す権限を持っていなかったとすれば、不法に課され、被告（小屋住農）の否定した賦役を、賦役代納金に転換する権利を、騎士領は時効によって取得することもできなかった。

賦役義務ある小屋住農は、賦役あるいは賦役代納金の報告を含む、以下の等級別一覧表を、〔騎士領〕リンバッハに関するザクセン王国償却特別委員会に1836年3月14日に提出した。

1. ヘレーネンベルクの小屋住農（各人は賦役3日と1巻の紡糸あるいは18-17グロッシェン）
2. ドロテンベルクの小屋住農（各人は賦役6日と1巻の紡糸あるいは23グロッシェン）
3. イェーガーガルテンの小屋住農（各人は賦役4日と1巻の紡糸。後者に関しては常に6グロッシェンの支払い）
4. 村〔有地〕小屋住農（各人は賦役4日と1/2巻の紡糸あるいは15グロッシェン）
5. その他の小屋住農（賦役日数、紡糸〔すべき量〕、その組み合わせは各人毎に異なる）。

それに続いたのが、以下である。

ミッテルフローナ〔の小屋住農〕（賦役4-2日と1/2巻の紡糸）

オーバーフローナ〔の小屋住農〕（同じ）

ケンドラー（古い居酒屋〔の土地〕の小屋住農）（賦役3日と1巻の紡糸、1尋の木材作りあるいは21グロッシェン）

プロインズドルフ〔の小屋住農〕（賦役5-4日と1/2巻の紡糸）。

数ヶ月後に小屋住農の代理人はリンバッハ領主裁判所に次のことを繰り返して言明した。彼ら〔小屋住農〕は、係争中の訴訟に基づいて、賦役給付を義務づけられない、と考え、それを給付しない、と。また、訴訟が予期に反して農場領主に有利な結果となるならば、調停あるいは〔特別〕委員の調査によって示される償却地代を、彼らが賦役を給付しなかった年についても、後払いする、と。

〔法律関係特別〕委員 Jul. Volkmann 博士も当地の裁判所に次のことを伝えた。問題の小屋住農すべては、彼らの売買〔契約書〕に記された賦役・奉公と賦役金・紡糸金の償却を提議した。彼らは、それに関する審議において、これらの賦役の義務を否認するとともに、領主の耕地の耕作に必要なよりも多くの賦役の償却を、領主はすべての小屋住農、土地保有者と間借人から要求できない、と主張した。しかし、彼らは、文書に記された、彼らの売買〔契約書〕の抜粋を正しい、と認め、関連する現物賦役とその等価貨幣の給付を、彼らの保有期間について容認した。

その間に償却・共同地分割全国委員会は、賦役義務ある小屋住農と農場領主の間で争われている法的論争を、予備的に審議し、この審理の主宰を委員会参事官の Glöckner 博士と Blochmann<sup>(8)</sup>に委ねた。

さまざまな賦役の価値が自由な賃労働の価格と比較して確定された。弁護士 Graichen（法的補佐人）はヘレーネンベルク、ドロテーンベルクとケーテンスドルフ〔の小屋住農〕のすべての賦役を年地代40ターラーと評価した。しかし、〔農場〕管理人 Fischer<sup>(5)</sup>は、ヘレーネンベルクとドロテーンベルク〔の小屋住農〕だけで毎年50-60ターラーを支払わねばならないから、〔全体で〕年地代として100ターラーを要求した。

両当事者間で同意が得られるまでに、丸3年が過ぎた。遂に1839年6月に賦役償却の争点が決着した。それについて以下の2協定が作成された<sup>(9)</sup>。

〔注1〕 Paul Seydel, *Geschichte des Rittergutes und Dorfes Limbach in Sachsen*, Dresden 1908.

〔注2〕 騎士領リンバッハとその所属集落の概観について、松尾展成、『ザクセン農民解放運動史研究』、御茶の水書房 2001年、pp. 30-33を参照。——本稿においてザクセンの地名はカタカナで表記した。資料の村名・地区名は現代の表記法で表した。例えば、Kottensdorfはケーテンスドルフ、Oberfrohneはオーバーフローナとした。

〔注3〕 領主制地代の権利者は騎士領リンバッハの領主、所有者あるいは裁判領主であった。当面の時期を見ると、1807-36年に Friedrich Leberecht Sebastian von Wallwitz 伯爵、1836-45年に George (Georg) Friedrich von Wallwitz 伯爵、1846-51年に Georg Friedrich Carl August von Rhöden 男爵、1851-61年に Carl Otto von Welck 男爵であった。Seydel 1908, S. 403, 422, 449, 456。以下では領主の固有名詞は原則として記載しない。

〔注4〕 Seydel 1908, S. 426-427。同じような賦役拒否に関しても、領主は訴訟を起こした。被告とその賦役は次のとおりであった。(i) ケーテンスドルフの Carl Gottlob Friedrich Päßler（大鎌刈り取りと掻き寄せ）、(ii) ケーテンスドルフの Johann Gottlieb Nitzsche（燕麦掻き寄せ、結束と禾束堆積）、(iii) オーバーフローナの Johann Michael Eichler（騎士領の厩舎からの肥料搬出）、(iv) オーバーフローナ、ミッテルフローナとケーテンスドルフの小屋住農たち（大鎌刈り取り、掻き寄せ、刈り取り、結束と肥料賦役）。Seydel 1908, S. 427。——なお、上訴院とライプツィヒ陪審人裁判所はザクセン改革以前の裁判所であった。それらを含む、複雑な裁判機構について、ゲーアハルト・シュミット（松尾展成・編訳）、『近代ザクセン国制史』、九州大学出版会 1995年、pp. 173-174を参照。

〔注5〕 ザイデルは Fischer にしばしば言及している。①連畜賦役の償却に関して1834年に領主が問題解決を委ねた農場管理人 Daniel Friedrich Fischer、②35年1月13日〔午前〕に議事録に署名した Heinrich Daniel Fischer、③〔同日〕午後 の会合に出席した〔農場〕管理人 Fischer、④小屋住農の手賦役の評価額を提示した〔農場〕管理人 Fischer である。これらは同一人物であろう。他方で、1837/38年の全国委員会文書第902号における「領主の代理人」、および、1839/40年の全国委員会文書第1660号における「代理人」が、Friedrich Daniel Fischer であった。したがって、ザイデルの①と②は誤記であろう。

〔注6〕 弁護士グライヒェンについて、松尾 2001, pp. 191-192を参照。

〔注7〕 Seydel 1908, S. 427-431。

〔注8〕 Heinrich August Blochmann は1832年に王国償却・共同地分割全国委員会（以下では全国委員会と略記）の経済関係参事官に任命された。Karl Georg Immanuel Teuthorn, *Das sächsische Gesetz über Ablösungen und Gemeinheitsteilungen vom 17. März 1832*, Diss. Leipzig 1904, S. 51。彼は37-50年にも同じ官職にあった。Staatshandbuch für das Königreich

*Sachsen (SHB) 1837, S. 358 ; SHB 1850, S. 210.* 農業者の彼は1851年に没した。Reiner Groß, *Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Weimar 1968, S. 243. また, Carl Gustav Glöckner 博士は1837-41年に全国委員会の法律関係参事官であった。SHB 1837, S. 358 ; SHB 1841, S. 205.

(注9) 以上 Seydel 1908, S. 431-433.

## (2) 第1の地代償却協定

前史の記述に続いて、ザイデルは領主制地代償却協定として1839年の2協定を、さらに、1851年の協定を紹介している。これは、私の知るかぎり、地代償却協定が翻刻された、ザクセンで唯一の事例である。そこで、これを翻訳する。

リンバッハ、ケーテンスドルフとケンドラーの園地農と小屋住農によって騎士領リンバッハで給付されるべき賦役・奉公の償却について、そのために任命された特別委員会、すなわち、法律関係特別委員である弁護士 Julius Volkmann 博士(ケムニッツ)と、経済関係特別委員である農業者 Gustav Moritz Petzsch (パーニヒ)の協力の下に、権利者と義務者の間で、両当事者の調停に基づいて以下の協定が作成されたことを・・・ここに告知する。権利者は、1838年5月19日のドレーズデン封官庁登録によって騎士領リンバッハを授封された、上記騎士領の現所有者、侍従 George Friedrich von Wallwitz 伯爵である。義務者は、火災〔保険〕台帳に各人の名前と番号で記載された土地の所有者たる、リンバッハ、ケーテンスドルフとケンドラーに居住する住民、以下の241人である。村〔有地〕小屋住農<sup>①</sup>(一連番号1-19)、その他の小屋住農(20-64)、イエーガーガルテンの小屋住農(65-69)、ヘレーネンベルクの小屋住農(70-137)、ドロテーンベルクの小屋住農(138-155)(以上リンバッハ)、古い居酒屋〔の土地〕の小屋住農(156-192)、村〔有地〕小屋住農<sup>①</sup>(193-230)(以上ケーテンスドルフ)とケンドラー〔の義務者〕(231-241)。

第1条 償却の対象。一連番号1-241で記載された、すべての小屋住農と園地農は、その売買〔契約書〕によれば、世襲台帳と旧慣に従って、騎士領リンバッハに毎年一定の賦役を給付する義務を負っている。すなわち、リンバッハの村〔有地〕小屋住農、1-19はそれぞれ毎年4日の賦役を果たし、1/2巻の糸を紡がねばならない。〔リンバッハの〕その他の小屋住農、20-63は毎年、第4条に各人毎にその日数を記載された、大鎌刈り取り、掻き寄せ、パン穀物刈り取り、刈り取り、結束、Pansetage、肥料散布の賦役を果たし、木材細断、柴細断および紡糸の賦役を果たさねばならない。64の水車所有者 Gimpel は、騎士領リンバッハで醸造と火酒蒸留のために用いられるすべての麦芽を、粉碎せねばならず(それに対して、彼は通常のメツェ〔金〕ではなく、1回の醸造について1/2樽の薄ビールと1缶のビールを得る)、さらに、1巻の糸を紡ぎ、あるいは、その代わりに5グロッシェンを支払い、さらに、毎年5ショックの板を領主のために無償で切り出す義務を負う(この賦役に対して彼は樹皮と鋸屑を得る)。イエーガーガルテンの小屋住農、65-69は各人が毎年、1巻の糸を紡ぎ、大鎌刈り取り2日と掻き寄せ2日を果たす義務を負う。ヘレーネンベルクの小屋住農、70-137は各人が毎年、1巻の糸を紡ぎ、賦役3日を果たさねばならない。ドロテーンベルクの小屋住農、138-155は各人が毎年、1巻の糸を紡ぎ、御館賦役6日を果たさねばならない。ケーテンスドルフの古い居酒屋〔の土地〕の小屋住農、156-192は各人が毎年、1巻の糸を紡ぎ、1尋の木材を作

り、御館賦役3日を果たす義務を負う。[ケーテンスドルフの]村[有地]小屋住農、193-230は各人が毎年、1/2巻の糸を紡ぎ、大鎌刈り取り2日と掻き寄せ2日を果たす義務を負う。最後に、ケンドラーの小屋住農、231-241は各人が毎年、第4条に各人毎にその日数が記載された大鎌刈り取り、掻き寄せ、パン穀物刈り取り、刈り取り、また、木材・柴の細断、紡糸、さらに、一定の連畜賦役を果たす義務を負う。近年には一部は貨幣で支払われることもあった、これらの賦役、および、従来なされてきた反対給付が、償却の対象である。

第2条 権利者の[権利]放棄。騎士領リンバッハの所有者・・・は、第3条で彼に保証され、彼が受け入れた補償、および、反対給付の廃止と引き換えに、前条に記された賦役を、自身と所有継承者に関して永久に放棄する。

第3条 賦役に対する補償。冒頭に記された義務者、1から241までは、第2条に表明された、権利者の[権利]放棄を承諾する。そして、リンバッハの村[有地]小屋住農、1-19は、その賦役、すなわち、各人4日の賦役に対して20グルデン通貨<sup>(2)</sup>で9グロッシェンを、紡糸に対して2グロッシェンを年地代として権利者に支払うことを誓約する。リンバッハのその他の小屋住農、20-63は、大鎌刈り取りと大鎌賦役に対して3グロッシェンを、パン穀物刈り取り、結束、刈り取り、掻き寄せ、肥料散布の賦役に対して2グロッシェン6プフェニヒないし2グロッシェン3プフェニヒを、割木作り<sup>(3)</sup>に対して5グロッシェンを、柴1ショックの細断に対して3グロッシェンを、1巻の紡糸に対して4グロッシェンを、1/2巻の紡糸に対して2グロッシェンを年地代として支払うことを誓約する。64の製粉水車所有者Gimpelは、第1条に記された賦役全体に対して16ターラーの年地代を支払うことを誓約する。イエーガーガルテンの小屋住農、65-69は大鎌刈り取り1日に対して3グロッシェンを、掻き寄せ1日に対して2グロッシェン6プフェニヒを、紡糸に対して6グロッシェンを年地代として支払うことを誓約する。ヘレーネベルクの小屋住農、70-137は、従来果たしてきた賦役と紡糸の全体に対して、15グロッシェンを、以前はこの賦役の代わりに現金17あるいは18グロッシェンを払ってきた場合には、16グロッシェンを年地代として支払うことを誓約する。ドロテーネベルクの小屋住農、138-155は従来の賦役と紡糸の全体に対して21グロッシェンの年地代を支払うことを誓約する。ケーテンスドルフの古い居酒屋[の土地]の小屋住農、156-192は従来の賦役、紡糸と木材作りに対して各人が19グロッシェンの年地代を支払うことを誓約する。

ケーテンスドルフの村[有地]小屋住農、193-230は大鎌刈り取り1日に対して3グロッシェンを、掻き寄せ1日に対して2グロッシェンを、1/2巻の紡糸に対して2グロッシェンを年地代として支払うことを誓約する。ただし、各地所の上記の地代から6プフェニヒが反対給付のために控除されるべきである。

最後に、ケンドラーの義務者、231-241は大鎌刈り取り1日に対して3グロッシェンを、掻き寄せ1日に対して2グロッシェン6プフェニヒを、1尋の割木作りに対して5グロッシェンを、1巻の紡糸に対して4グロッシェンを、柴1ショックの細断に対して3グロッシェンを、連畜賦役1日に対して7グロッシェン6プフェニヒを年地代としてリンバッハの裁判領主に支払うことを誓約する。

すべての地代は20グルデン本位<sup>(2)</sup>で計算されており、義務者もこの通貨で支払わねばならない。

すべての義務者は、上記の賦役のために権利者から彼らになされてきた反対給付を放棄し、自身と



保有継承者に関してこの義務から権利者とその所有継承者を永久に解放する。

第4条 地代の配分. 賦役に対する、前条記載の補償の結果として、地代は、義務者の売買 [契約書] に記された、従来の賦役の量と質に従って配分された。そのために [義務者は]、第5条によって王国委託地代銀行に委託される年地代、ないし、領主に支払われるべき端数を、支払うべきである。

誓約された地代のこの配分は、権利者・・・によっても、個々の地代支払い義務者の連帯責任に対する権利放棄の下で[?]、ここに明白に承認される。さらに、両当事者は、補償の計算結果が正しく、その意向と一致することを、協定によって承認する。

第5条 地代の支払い. 1837年3月9日付け、委託地代銀行における償還の開始に関する指令第19条に従って、協定の冒頭に記された、1から241までの義務者は、第4条に記入された地代部分を、王国委託地代銀行に支払うことを提議した。それに対して権利者は同じ指令の第20条に従って、委託地代銀行証券による当該一時金の支払いを提議する。

問題の地代が王国委託地代銀行によって引き受けられ、一時金が権利者に支払われる時点まで、義務者は、第4条に各人毎に記入された地代を、法定の4期日、毎年3月31日、6月30日、9月30日と12月31日に権利者に自ら支払わねばならない。

第6条 地代の保証. 第4条に各人毎に記入された地代が、そこに記された土地と彼らのその他の財産によって、・・・対物的諸負担として保証され、優遇されることを、協定の冒頭に記された義務者は、承認する。地代の端数は、特別委員会が協定認可の報告を受けた直後に、25倍額の現金支払いによって永久に償還される。

第7条 契約の施行開始. 現物による賦役・奉公の給付はすでに停止された。義務者は、1838年から滞納することなく地代の支払いを開始する義務を負う。ケーテンスドルフの村 [有地] 小屋住農は、1834年、35年と37年について滞った、彼らの賦役を、調停された地代の後払いによって決済することを誓約する。リンバッハのヘレーネンベルクとドロテーンベルクの小屋住農も、23、17、あるいは、18グロッシェンの地代に応じて彼らの古い滞納分を後払いせねばならない。

第8条 費用. 償却 [事業] の費用は権利者と義務者によって折半されるべきである。

義務者に係わる費用は、ケーテンスドルフの村 [有地] 小屋住農に関しては、その地代の額によって調達されるべきである。同地の古い居酒屋 [の土地] の小屋住農、156-192にあっては、賦役日数によって調達されるべきであり、権利者は費用として、古い居酒屋 [の土地] の小屋住農にそれぞれ1ターラーを贈る。

各方面の関係者は、一部はその夫の参加の下に、この償却契約に一致し、満足した。・・・この償却協定は同文の2部が認証のために作成され、契約締結者によって署名された。この2部は王国全国委員会の文書館とリンバッハの領主裁判所に定められている。

リンバッハにて1839年6月21日

Friedrich Fischer

Christiane Amalie Seyfert

Carl Tippmann 等々 (その他の義務者の署名<sup>(4)</sup>)

(注1) 村〔有地〕小屋住農の原語はリンバッハにおいては *Gemeindehäusler* であり、ケーテンスドルフに関しては *Dorfhäusler* である。

(注2) 1840年までは重量1マルクの銀が20グロッシェン=13ターラー=8グロッシェンとされた。そして、1ターラー=24グロッシェン、1グロッシェン=12プフェニヒ、したがって、1ターラーは288プフェニヒであった。1840年7月20日の法律と関連諸法によって1841年から1マルクの銀が14ターラーとされた。そして、1ターラー=30グロッシェン、1グロッシェン=10プフェニヒ、したがって、1ターラーは300プフェニヒであった。旧貨1プフェニヒは新貨1プフェニヒ、旧貨1グロッシェンは新貨1グロッシェン3プフェニヒ、旧貨1ターラーは新貨1ターラー0グロッシェン8プフェニヒとされた。 *Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen 1840*, S. 173-199.

(注3) この「割木作り」は第1条の木材細断に相当する。

(注4) 以上 Seydel 1908, S. 434-439. 先取りして言えば、ここに記された署名者3人のうち、Christiane Amalie Seyfert と Carl Tippmann はリンバッハの義務者である(前者は地代償却協定一連番号62, 後者は同1)。それに対して、Friedrich Fischer は、本償却協定の義務者として確認されない。これは前小節(注5)の Fischer であろう。

### (3) 第2の地代償却協定

オーバーフローナ、ミッテルフローナとプロインスドルフの園地農および小屋住農、並びに、ミッテルフローナとモースドルフのいくらかの土地保有者によって騎士領リンバッハに給付される賦役・奉公と穀物賃租の償却に関して、そのために任命された特別委員会、すなわち、法律関係特別委員である弁護士 Julius Volkmann 博士(ケムニッツ)と、経済関係特別委員である農業者 Gustav Moritz Petzsch (ペーニヒ)の協力の下に、権利者である、・・・騎士領リンバッハの現所有者・・・von Wallwitz 伯爵と、義務者である、以下の住民との間で、両者の調停に基づいて以下の協定が作成されたことを・・・告知する。義務者は、火災〔保険〕台帳に各人の名前と番号で記載された土地の所有者たる、オーバーフローナ、ミッテルフローナ、モースドルフ、プロインスドルフ、ブルカースドルフとゲッパースドルフに居住する住民であり、村別に次のとおりである。オーバーフローナ(一連番号1-55)、ミッテルフローナ(56-89)、モースドルフ(90)、プロインスドルフ(91-97)、ブルカースドルフ(98-99)、ゲッパースドルフ(100)。

第1条 償却の対象。一連番号1から55まで、65、67から89まで、91から97までの義務者は、その売買〔契約書〕と旧慣に従って、第4条に各人の名前とその日数を記された大鎌刈り取り、搔き寄せ、その他の賦役と紡糸賦役を騎士領リンバッハに対して果たさねばならない。

同じように56から66までの、ミッテルフローナの土地所有者あるいは園地農は、穀物賃租として毎年一定の燕麦を、90のモースドルフの Knorr は、穀物賃租として燕麦とパン穀物を(その量は第4条に各人毎に記されている)、最後に、98から100までの、ブルカースドルフとゲッパースドルフの義務者は、合わせて毎年3羽の鶏賃租を騎士領リンバッハに支払う義務を負う。これらの穀物賃租と鶏賃租および小屋住農の上記の賦役、さらに、後者に対する反対給付が償却の対象である。

第2条 権利者の〔権利〕放棄。(この条は、「賦役」の後に挿入された「穀物賃租と鶏賃租」の文言を除くと、地代償却協定第1の第2条と同じである。)

第3条 賦役と穀物賃租に対する補償。冒頭に記された、すべての義務者、1-100は、第2条に表明された、権利者の〔権利〕放棄を承諾する。オーバーフローナの小屋住農、1-55は大鎌刈り取り1日に対して3グロッシェンを、搔き寄せ1日に対して2グロッシェン6プフェニヒを、1/2巻の紡糸に対して2グロッシェンを年地代として権利者に支払うことを誓約する。ただし、1838年7月14

日の法的確定以後その土地が耕作されていない義務者は、地代を1/3だけ少なく支払うこと、従って、第4条の地代目録が述べるように、大鎌刈り取り1日に対して2グロッシェンを、掻き寄せ1日に対して1グロッシェン8プフェニヒを、1/2巻の紡糸に対して1グロッシェン4プフェニヒを支払うこと、が留意されるべきである。

ミッテルフローナの小屋住農、65と67-89は、大鎌刈り取り1日に対して3グロッシェンを、掻き寄せ1日に対して2グロッシェン6プフェニヒを、1/2巻の紡糸に対して2グロッシェンを年地代として支払うことを誓約する。ただし、掻き寄せ日数が大鎌刈り取り日数よりも多い場合には、上回る掻き寄せ日数から3プフェニヒが控除される。

プロインズドルフの小屋住農、91-97のうち、大鎌刈り取り2日、掻き寄せ2日と紡糸を果たすべき小屋住農は、13グロッシェンを、大鎌刈り取り2日、掻き寄せ3日と紡糸を果たすべき者は、15グロッシェンを、年地代として権利者に支払うことを誓約する。

ミッテルフローナの土地保有者ないし園地農、56-66およびモースドルフの90、Knorr（1/2フーフエ農地所有者）は、1ペーニヒ・シェッフエルの燕麦に対して1ターラー14グロッシェン6プフェニヒを、1ペーニヒ・シェッフエルのパン穀物に対して3ターラー12グロッシェンを、年地代としてリンバッハの裁判領主に支払うことを誓約する。

最後に、ブルカースドルフとゲッパースドルフの義務者、98-100は、給付すべき賃租の鶏1羽に対して3ターラー3グロッシェンを、一時金として権利者に支払うことを誓約する。

（それに続く2文章は、地代償却協定第1の文言と同じである。）

第4条 地代の配分. 従来の賦役と穀物賃租に対する補償が前条で誓約された結果として、義務者の売買〔契約書〕に記された、賦役の数量に従って、地代と一時金が配分された。そのために〔義務者は〕、第5条によって王国委託地代銀行に委託される年地代、領主に支払われるべき端数、ないし一時金を、支払うべきである。

（それに続く文章は、地代償却協定第1の文言と同じである。）

第5条 地代の支払い. 協定の冒頭に記された義務者、1-97は1837年3月9日付け、委託地代銀行における償還の開始に関する指令第19条に従って、第4条に記入された地代を、王国委託地代銀行に支払うことを提議した。それに対して権利者は同じ指令の第20条に従って、委託地代銀行証券による当該一時金の支払いを提議する。問題の地代が王国委託地代銀行によって引き受けられ、一時金が権利者に支払われる時点まで、義務者は、第4条に各人毎に記入された地代を、法定の4期日、毎年3月31日、6月30日、9月30日と12月31日に権利者に自ら支払わねばならない。

義務者、98-100は協定認可の直後に、各人毎に記された一時金額を権利者に支払うこと、また、賃租の鶏1羽に対して3グロッシェンの年地代を支払うことを誓約する。

第6条 地代の保証.（地代償却協定第1と同じ。）

第7条 契約の施行開始. 現物による賦役・奉公と賃租の給付はずでに停止された。義務者は、1838年から、滞納することなく地代の支払いを開始する義務を負う。ただし、オーバーフローナの小屋住農の地代は、1839年1月1日から発効するべきであり、したがって、その地代の第1回支払い期日は1839年3月31日となる。プロインズドルフの義務者は、2年間滞っている、彼らの賦役を、現物で事

後的に果たすことを誓約する。

オーバーフローナの義務者は、滞っている、彼らの賦役について、確定された地代を後払いすることを誓約する。ただし、法的確定以後その土地が耕作されていない小屋住農について、地代の1/3は軽減され、役に立たない。

第8条 費用。償却〔事業〕の費用は権利者と義務者によって折半されるべきである。義務者に係わる半分は、オーバーフローナ的小屋住農に関しては、関係者によって賦役日数に従って、また、穀物賃租を支払う、ミッテルフローナの土地保有者の間では均等に、支払われるべきである。

さらに、権利者は、オーバーフローナ的小屋住農に50ターラーの費用を・・・協定の承認の際に支払う義務を負う。

各方面の関係者は、・・・この償却契約に・・・。(地代償却協定第1と同じ。)

リンバッハにて1839年6月20日

Friedrich Fischer

Johann Gottlieb Dittrich

Johann Samuel Sonntag 等々 (その他の義務者の署名<sup>(1)</sup>)

(注1) 以上 Seydel 1908, S. 439-443. 先取りして言えば、最後に記されている署名者3人のうち、3番目の Johann Samuel Sonntag はオーバーフローナの義務者(地代償却協定一連番号2)である。2番目の Johann Gottlieb Dittrich は、この綴り字では本償却協定の義務者として見出されない。これはオーバーフローナの義務者 Johann Gottfried Dietrich (償却協定一連番号1)であろう。義務者として確認されない、最初の署名者 Fischer に関して、前小節(注4)を見よ。

#### (4) 第3の地代償却協定

下記の人々、被提議者・権利者としてのケムニッツ管区・騎士領リンバッハの授封された所有者・・・von Rhöden 男爵と、提議者・義務者としてのリンバッハ(一連番号1-44)、ケンドラー(45-46)およびケーテンスドルフ(47-63)の土地所有者(Grundstücksbesitzer)との間で、後者の土地に課されている保有移転貢租義務の償却に関して、上級後見人の承認の下に次の契約が取り決められ、結ばれた。

第1条。償却の対象は、冒頭の一連番号1-63に記された土地の売却に際して、その都度、購入価格の5%を保有移転貢租として騎士領リンバッハの所有者が請求できる、という権利である。

第2条。第1条に記された、騎士領リンバッハの保有移転貢租〔請求〕権と、この権利に照応する、1-63に記された義務者、および、各人の名前で記された土地の保有継承者の義務を、〔領主〕・・・von Rhöden 男爵は、第3条で彼に保証された補償と引き換えに、自身と騎士領リンバッハの所有継承者に関して永久に放棄する。

第3条。冒頭の1-63に記された土地所有者は、第2条に表明された〔権利者の権利〕放棄を承諾する。それに対して彼らは、第4条に各人別に記入された一時金の金額を、協定認可の4週間後に、1850年1月1日以後の利子4%を付けて、〔領主〕von Rhöden 男爵に支払うことを誓約する。(あるいは、各人別に記入された地代は、委託地代銀行に委託され、)残った端数を、協定の認可についての公式報告が得られた後、4週間以内に25倍額の支払いによって償還することを誓約する。

第4条. この協定に従って（一覧表が続く）支払う．．．競売における滞納諸貢租の優先権に関する1843年11月4日の法律〔など〕に従う対物的諸負担と同じように、委託地代銀行に委託される地代は、義務者がここに明確に言明するように、義務者の土地によって、保証され、優遇されるべきである。

第5条. この償却事業実施の開始〔日〕として、1850年1月1日が定められる。一時金支払いによって償却しようとする者は、あの日以後、実際の支払いまで、計算された一時金に利子4%を付けねばならない。地代を委託地代銀行に委託する者は、1850年1月1日から、この地代が委託地代銀行によって引き受けられるまで、第4条に記された地代を権利者に支払わねばならない。

第6条. 委託地代銀行に委託される地代に関して、権利者はさらに、彼がその一時金の金額を額面価額の委託地代銀行証券で、そして、実現のために必要である限りにのみ、現金で受け取ることに同意する。それに対して義務者は、支払い期日、および、地代の解約告知と償還について、1832年3月17日の委託地代銀行法第8条と第9条、および、1837年3月9日と1840年8月19日の大蔵・内務両省指令の規定が、あらゆる点で適用されることを承認する。

第7条. この償却事業の費用は両当事者、被提議者と提議者によって均等に負担されるべきである。義務者に係わる半分は、地代として支払うべき新グロッシェンの数に応じて、関係者に配分される。その場合、5プフェニヒとそれ以上は1新グロッシェンに計算され、それ以下は計算されない。

第8条. 協定は5部が作成される。王国全国委員会、義務者の抵当権官庁、権利者、リンバッハとケンドラーの義務者、ケーテンスドルフの義務者のために1部ずつである。

両当事者はこの償却契約全部に一致した。．．．この協定はその認証のために、1849年12月8日の王国償却・共同地分割全国委員会の指令によって、Julius Volkmann 博士（ケムニッツ）と農業者 Karl Friedrich Schwanebeck（ロホリッツ）からなり、この償却事業を主導する特別委員会が発した文書、L 第156と第10に基づいて作成され、関係者によって署名された。

リンバッハにて1851年10月6日

Johann Samuel Schenfeld 等々<sup>(1)</sup>

このようにザイデルは3編の領主制地代償却協定を翻刻した。しかし、彼の翻刻資料では、義務者各人の償却地代額が不明である。他方では、これら3協定が次の文言を含むことも、彼の翻刻資料から明らかになる。すなわち、(1)第1と第2の地代償却協定の第6条には、「第4条に各人毎に記入された地代」の字句がある。(2)第3の地代償却協定の第3条にも、「第4条に各人別に記入された一時金の金額．．．（あるいは、各人別に記入された地代）」なる文言がある。そこで、これら3協定の原本に遡って、義務者各人の償却地代額ないし償却一時金額を明らかにしてみたい。この作業によって、当騎士領における領主制諸負担の評価額合計も算出されようであろう。

(注1) 以上 Seydel 1908, S. 449-451. 先取りして言えば、末尾の署名者 Johann Samuel Schenfeld は、この綴り字では本償却協定の義務者として見出されない。それはリンバッハの義務者 Johann Samuel Schönfeld（償却協定一連番号2）を指すであろう。

## **Ablösungen der Grundlasten auf dem westsächsischen Rittergut Limbach (1)**

Nobushige Matsuo

(I) Abschriften der Ablösungsrezessen von Paul Seydel

- (1) Vorgeschichte der Grundlastenablösungen
- (2) Der erste Ablösungsrezeß von 1839
- (3) Der zweite Ablösungsrezeß von 1839
- (4) Der dritte Ablösungsrezeß von 1851